

第85回基本計画部会・第12回横断的課題検討部会（合同部会） 議事録

1 日 時 平成29年11月21日（火） 10:35～12:10

2 場 所 中央合同庁舎第2号館（総務省）8階 第1特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（部会長）、北村 行伸（部会長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総務部長、総務省統計局総務課長、総務省大臣官房審議官、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房審議官（調査統計グループ長）、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部調整課長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、阪本統計企画管理官、澤村統計審査官

4 議 事

- （1）部会長代理の指名
- （2）基本計画部会WGでの審議報告
- （3）基本計画案について
- （4）平成28年度統計法施行状況報告（統計精度検査編）について
- （5）その他

5 議事録

○西村部会長 それでは、ただ今から第85回基本計画部会・第12回横断的課題検討部会の合同部会を開催いたします。本日は、西郷委員、嶋崎委員、宮川委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に御紹介をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 お手元の資料について確認させていただきます。資料1は先ほどの統計委員会で報告を受けました統計法施行状況報告の統計精度検査編です。これは、先ほどの資料ですので、この合同部会の封筒には入っておりません。この審議は、議事の（4）で行います。議事（2）の基本計画ワーキンググループの資料が資料2で、

ワーキンググループごとに2-1、2-2、2-3となっています。議事(3)の基本計画案の資料が資料3です。

資料の説明は以上です。

○西村部会長 それでは、議事に入ります。最初に、横断的課題検討部会の部会長代理を指名したいと思います。当部会は、統計委員会と同じ委員で構成されておりますので、統計委員会同様、北村委員を部会長代理に指名したいと思います。北村委員、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、議事を進めます。3つのワーキンググループの審議結果についての報告をお願いいたします。

まず、経済統計ワーキンググループの報告を、川崎座長からお願いいたします。

○川崎委員 それでは、経済統計ワーキンググループからの答申案の報告をさせていただきますと思います。お手元の資料では資料2-1になります。これは本体と別冊になっておりますが、後ろに別表も付いておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

この審議におきましては、9月21日に中間報告をさせていただいて以降、国民経済計算体系的整備部会との合同会合を含めまして2回の審議を経てこのまとめに至っております。

まず、最初に答申案の構成について紹介させていただきます。資料としては全部で9ページとなっておりますが、この中で私どもの経済統計ワーキンググループが担当いたしましたのは、少し飛び飛びになりますけれども、最初の1ページ目の1の(2)経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等というところ。それから、少し分量が多くなっていて、4ページの(3)です。国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化という項目。続きまして5ページ目の(4)農林水産関連施策の推進を図るための統計整備。項目が飛びまして8ページ目になりますが、(8)の観光施策の推進に必要な統計の改善・充実までになりまして、そのページの下のところの3番目のグローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進というところ、ここまでを担当したということでございます。

それでは、この資料に沿いまして順次説明させていただきたいと思います。まず1ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらでは(2)経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等でございます。ここでは1の国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進の一環としまして、国民経済計算の精度の向上に有用な情報を提供することに加えまして、経済関係の重要な基幹統計である経済構造統計を中心とした関連する統計の体系的整備を推進することを中心に記載しております。

この1ページ目では平成18年の経済センサスの枠組みから、これまでの基本計画における取組を経まして新たな枠組みの検討を進めてきた状況を時系列に記載しております。このページの下から6行目になりますが、このあたりでまとめておりますように、この取組の成果につきましては統計改革の基本方針及び統計改革推進会議最終取りまとめにも反映されており、次期基本計画において取組の更なる推進を図ることによりまして、統計改革の実現を目指すことと整理しております。

具体的な取組や方向性等につきましては2ページ目のアの、経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備と、それから3ページ目のイの、サービス産業・企業関連統計の改善・整備に分けて整理してあります。この中身ですが、まず2ページ目のアの（ア）です。ここでは経済構造統計の基準年における取組としまして、幾つかの点を整理しております。まず1つは経済センサスー活動調査によりまして、全国及び地域別の経済構造を明らかにした統計を5年ごとに作成・提供することとさせていただきます。それから2つ目は、K A U (Kind of Activity Unit)概念の導入や、アクティビティベースでの事業活動の把握について、合同会合での御意見も踏まえて経済センサスー活動調査に限定せず、K A U概念の導入の適否や、アクティビティベースでの事業活動の把握可能性を関係府省が一体となって検討すること。さらに経済センサスー活動調査につきましては、先ほどの（1）のS U T体系への移行や報告者負担の軽減にも留意すべきこと、このようなことを整理しております。

次に（イ）ですが、5年ごとに実施する経済センサスー活動調査の中間年、4年間における経済構造統計を中間年経済構造統計と位置付けるとともに、ビジネスサーベイの枠組みのもとで特定サービス産業実態調査、サービス産業動向調査及び商業統計調査を発展的に統合した経済構造実態調査を中心に、工業統計調査やプロファイリング活動及びローリング調査の結果、またさらには事業所母集団データベースに格納される行政記録情報等も活用いたしまして、統計の作成・提供に取り組むことを記載しております。

また、経済構造実態調査が企業単位に実施されることが想定されておりますので、このような中で企業単位の調査結果を地域別（事業所別）に推計する手法の開発ですとか、今後のS U T体系への移行に向けた検討との整合性の確保、関連統計調査における共通的な調査事項の検討等についても述べております。

次に、3ページ目でございます。イのサービス産業・企業関連統計の改善・整備でございます。これにつきましては、まず（ア）といたしまして、付加価値等を把握することが重要であるサービス産業の構造を明らかにするために、先ほど説明しました経済構造実態調査において的確な付加価値の把握や基幹統計調査化を目指すといったこと、またS U T体系への移行の検討を踏まえた見直しの必要性を指摘しております。

次に（イ）ですが、Q Eの精度向上等の観点からサービス産業動向調査（月次調査部分）及び特定サービス産業動態調査の整理・統合の検討について指摘しております。

さらに、この下の（ウ）ですが、これは経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査等と経済構造実態調査との役割分担、重複是正などの必要性を指摘しております。また、事業所母集団データベースを活用した企業統計の提供を推進、また大規模企業の活動実態を横断的に把握する統計整備の検討等が必要であるということを整理しております。

続きまして、4ページ目に飛びまして（3）国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化でございます。ここでは取組として、上記（1）及び（2）の取組をする上で基盤となる取組を整理しておるところです。

まず、アの事業所母集団データベースの整備・利活用についてですが、この項目は当初、共通基盤ワーキンググループと合同で審議し、中間報告では共通基盤ワーキンググループ

の課題として整理されておりました。その後、両ワーキンググループ、さらに国民経済計算体系的整備部会での議論を踏まえまして、項目1の国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進の中で一体的に整理することとされたものです。このため、今回の答申案ではこの共通基盤ワーキンググループにおける中間整理を基に整理しておるところです。

内容ですが、事業所母集団データベースの関係ですが、事業所母集団データベースは先ほども若干触れましたとおり、中間年経済構造統計や企業統計の作成・提供においても中核的な機能を果たすことが期待されております。

この中で、母集団情報の整備のために行ってきた経済センサスー基礎調査につきましては、現在の一時点での把握という調査手法から、経常的なプロファイリング活動あるいはローリング調査といった方式へ移行することとされております。また、同データベースにつきましては、法人番号ですとか行政記録情報等の活用や、法人・企業統計調査の母集団名簿の企業数とのかい離の解消、さらに、専従の役員・労働者が存在しない法人事業所等の母集団情報の提供などに取り組むといった課題があることを整理しております。なお、事業所・企業を対象とする統計調査につきましては、事業所母集団データベースの最新情報、年次フレームを使用することを原則とすることについても言及しております。

次に、イの各種ガイドラインの整備・適用を通じた経済関連統計の改善におきましては、消費税の取扱いに関するガイドラインの適用拡大によりまして国民経済計算を始めとする各種経済統計の精度向上を図ること、また、国民生活・社会統計ワーキンググループにおけます審議結果も踏まえながら、労働者区分のガイドラインの適用拡大や改定による比較可能性の向上等の推進に取り組むことを整理しております。

続きまして今度は5ページ目の中ほどより少し上、2の社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備に進みます。ここでは、このようなところの分野別統計の整備について整理しております。この項目につきましては、国民生活・社会統計ワーキンググループとも相談しまして、現行の基本計画のように分割して整理するのではなく、次期基本計画においては各種の取組を一体的に整理するという趣旨を明確にするという観点から、記述も一体的に整理することといたしました。このため、(1)から(3)につきましてはこの後、国民生活・社会統計ワーキンググループから御報告いただくことになるかと思っております。

この経済統計のワーキンググループでは(4)(5)(6)(7)、そして8ページ目の(8)について御報告させていただきたいと思っております。それぞれの内容につきましては中間報告をベースに内容を精査したものとなっておりますので、変更のポイントについてのみ簡単に説明させていただきたいと思っております。

まず、5ページ目の(4)農林水産統計の関連でございます。こちらにつきましては、主に農林水産施策の展開に必要な農林水産業の構造や担い手層の経営収支の変化、また流通構造の実態等といったものをよりの確に把握するために、調査事項や提供情報の充実等を推進していくことなど記述の充実を図るなど、別表の課題についても充実を図っておるところでございます。

次に6ページ目の(5)環境・エネルギー関連の部分ですが、ここでは廃棄物に関する調査の更なる精度向上や、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的な整備の推進などについて、中間報告から記述内容を精査しております。

それから、下の方から7ページまでまいります、(6)交通関連につきましては、自動車輸送統計の公表事項の充実ですとか港湾調査の集計事項の充実について、本文の記述を更に精査したところでございます。

7ページ目ですが、(7)不動産関連のところでございます。これは8ページ目までかかりますが、法人土地・建物基本調査における個別諮問審議の結果も踏まえつつ、不動産登記情報に関する政府の検討動向を踏まえ、その活用によるこの調査の効率的な実施に向けた検討や、本調査及び総務省の住宅・土地統計調査の結果を利用した推計提供を行っております土地基本調査、加工統計の作成方法の充実に向けた検証・検討の推進をするということとしております。

次に8ページ目の(8)観光統計ですが、ここでは地域観光統計の推計手法の改善や、民間データ等の活用可能性を含めた関連統計の改善などを通じて観光統計の体系的整備を推進することなどについて具体化を図りつつ、記述内容を精査しております。

最後の項目になりますが、8ページ目の下のところの3のグローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進でございます。ここでは、現行基本計画において第2という部分に改善活動のグローバル化に対応した統計整備と、第3の部分に国際協力、国際貢献の推進が掲げられていたところですが、中間報告における共通基盤ワーキンググループの御提案を踏まえまして、さらに国民生活・社会統計ワーキンググループで審議されました社会保障費用統計につきましても一体的に整理しております。

具体的な記述としましては、SDDSプラスとかSDGsなどの国際比較可能性を向上させる対応、それからグローバル化における関連統計の整備である企業の貿易取引に係る情報の高度利用や海外事業活動のよりの確な把握。それから、国際協力等の推進に関連しまして、国際会議等への積極的な参加、国際機関への情報発信などを整理・記述しております。

以上、駆け足になりましたけれども、私からの説明は以上でございます。

○西村部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御報告について御質問等がございましたらお願いいたします。

それでは、ありがとうございます。川崎座長、所属委員の方々には、経済統計ワーキンググループの御審議、本当にありがとうございました。

次に、国民生活・社会統計ワーキンググループの報告を白波瀬座長代理からお願いいたします。

○白波瀬委員 よろしく申し上げます。それでは、西郷座長が本日欠席でございますので、国民生活・社会統計ワーキンググループの審議状況につきまして、座長とも相談した上で私から代わりに報告させていただきます。

第6回ワーキンググループでは、永瀬委員にも御参加いただきまして、まず教育関連統計の整備について補足的な審議を行うとともに、中間取りまとめにおいて保留とされた事

項を確認し、一通りの審議を終えましたので、本ワーキンググループ担当分の答申案を審議いたしました。このうち、教育関連統計の整備につきましては、答申案の中で併せて報告させていただきます。また、中間取りまとめにおいて保留とされました事項は、社会教育調査で1つ、賃金構造基本統計調査で3つありましたが、それぞれ所要の対応が講じられたことが確認できましたため実施済みとして整理し、次期基本計画の具体的施策に盛り込まれないことを整理いたしました。

では、本ワーキンググループの分の答申案につきまして報告させていただきます。資料2-2を御覧ください。中身は基本的に1から3ページとなっております。本ワーキンググループでは担当した人口社会関係の統計を（1）人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備、それから、1ページの下にありますけれども（2）教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備、2ページの下にありますけれども（3）働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備という3つの柱立てで整理いたしました。これは9月の中間取りまとめと基本的に同じ構成となっておりますけれども、項目名、タイトルは、一体的に記述される経済ワーキンググループにおける項目名も参考に改めて精査いたしました。

それでは、項目ごとにポイントを説明させていただきます。（1）人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備、1ページ目から始めさせていただきます。1項目につきましては、まず第1段階において人口減少のエビデンスや、その影響等を労働経済といった分野も含めて簡潔に整理しております。このような状況を踏まえた第2段階では、主要な世帯対象の調査であります国勢調査及び国民生活基礎調査について、これまでの個別諮問審議を通じて推進してきました取組に加えまして、地方公共団体における業務負担軽減にも留意しつつ、更なる調査方法等の改善・効率化や広報・情報提供の充実等を推進するとしております。これに対応する別表といたしましては、6ページの上に国勢調査については2つの部分、国民生活基礎調査については6ページの中ほどから下4つの部分となっております。また、第3段階の人口動態調査につきましては、未諮問基幹統計の審議結果も踏まえまして、外国人が一定規模以上居住する市区町村における集計可能性に関する検討を推進するとともに、更なる調査票情報の提供拡充やオンライン報告システムの充実等に取り組むとしております。これに対応する別表といたしましては、7ページの上の3つの部分となっております。

なお、社会保障費用統計につきましては、国際基準に即して統計自体の充実を図りつつ、国際比較可能性の向上にも資するものでありまして、グローバル化との関係が強いことから、先ほど報告がございました経済ワーキンググループ分の答申案を再掲している4から5ページの3、グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進の中で、本ワーキンググループにおける審議結果も含めまして、一体的に経済ワーキンググループ分の再掲という形で整理しております。これに対応する別表といたしましては、12ページの下2つに掲載されているこの部分でございます。

次に、（2）教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備です。第1段階及び第2段階では、骨太2017や教育振興基本計画の改定など教育行政をめぐる変化を簡潔に記述しております。このような変化を踏まえまして、2ページ目の上の段落、学校基本調査

につきましては、①より詳細な分析に向けた調査事項の充実・見直し、②関連統計調査との調査事項の重複是正による負担軽減、③卒業生の就職状況のよりの確な把握等とともに、調査項目の追加等があった場合に柔軟に改修可能な調査統計システムへの変更を検討することとしております。これに対応する別表といたしましては7ページの下5つと、8ページの上2つの部分となっております。このうち、7ページ下からの2つの課題につきましては、文部科学省から前倒しして実施する旨の提案を受けて実施時期を早めました。また、8ページ上から2つ目の学校基本調査の調査統計システムの変更に関する課題は、9月に開催された第82回基本統計部会において本調査の調査集計システムについて抜本的な見直しの検討が必要との意見があったことを踏まえて追加いたしました。

また次の段落では、9月に開催されました第82回基本計画部会における意見も踏まえて、世帯の収支状況と進学・就職状況との関係を統計調査や行政記録情報等を活用いたしまして把握・分析することも重要であること、そしてその一環として21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）につきましては、施策ニーズを踏まえて調査事項を検討するとともに、報告者規模の維持、代表性への検証、回答精度の向上等に努めることを追加しております。これに対応する別表といたしましては8ページの上から3つ目の部分になります。

次の段落の学校保健統計調査につきましては、報告者の負担抑制にも配慮しつつ、利活用の実態・統計ニーズを踏まえて調査方法、標本設計や統計作成の対象とする調査項目を精査するとともに、データの収集・保管等を含めた調査計画全般の改善を検討することとし、また、検討に際しては、調査結果の二次的利用にも留意することとしております。これに対応する別表は8ページの上から4つ目の部分となっております。

さらに、本文最後の段落では社会教育調査及び児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査についても、調査負担に関する関係者の理解を得つつ、継続的な改善に取り組むとしております。これに対応する別表は、社会教育調査について8ページの下2つの部分でございます。児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査については9ページの一番上の部分となっております。

最後は本文、働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備についてです。第1段落及び第2段落では人口減少・少子高齢化が進展する中で、働き方改革等の行政ニーズに対応し、労働関連統計の改善や提供情報の充実等に関係府省が一体となって取り組むことが重要などと、取組の背景事情を簡潔に記述しております。具体的な取組としましては、3ページの一番上の段落、労働力調査につきまして、従業上の地位に係る選択肢の変更に伴う時系列比較に当たり留意すべき点等の情報提供の充実に向けた取組を推進することとしております。これに対応する別表といたしましては9ページの上から2つ目、3つ目の部分となっております。

一方、同じ本文段落でございます。主要な月次の労働統計である労働力調査及び毎月勤労統計調査につきまして、統計利用者の利便向上に資する観点から、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を明確にするなど、情報提供方法の工夫や充実を図ると整理いたしました。これに対応する別表は9ページ上から4つ目の部分となっております。

また本文に戻りまして、上から2つ目の段落では、世帯を対象に実施される就業構造基本調査について、就業に与える育児・介護の影響をよりの確に把握するための調査事項の検討等を推進することとしております。これに対応する別表は9ページの下から2つ目と3つ目の部分となっております。

一方、同じ本文段落ですが、事業所を対象として実施されます賃金構造基本統計調査につきましては、調査の効率化に向けた調査方法の見直しや、公表の更なる早期化等諸課題の解決に向けた検討を推進することとしております。これに対応する別表は9ページ目の一番下と10ページの上の2つ目と3つ目の部分となっております。

最後の本文段落では、船員労働統計調査につきまして、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討し、早期に結論を得るとともに、産業構造や船員の雇用環境等の変化を踏まえまして、基幹統計調査としての在り方も含めた抜本的な見直しを検討することと整理しました。これに関する別表としましては10ページ一番下の2つの部分となっております。

なお、労働者区分等に関するガイドラインについて、本ワーキンググループ以外に国民経済計算体系的整備部会でも取り上げられておりまして、広く事業所・企業を対象とする統計に関係することから、(3)国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化において整理されることといたしました。

記述内容は経済ワーキンググループの報告を再掲している4ページのとおり、本ワーキンググループにおける審査結果を尊重していただいたものとなっております。これに対応する別表としては12ページの上の部分となっております。

私からの報告は以上でございます。ありがとうございました。

○西村部会長 ありがとうございました。それでは、ただ今の御報告につきまして御質問等がございましたらお願いいたします。

もう一度ありがとうございました。白波瀬座長代理、それから所属委員の方々におかれましては、国民生活・社会統計ワーキンググループの審議、本当にありがとうございました。

次に、共通基盤ワーキンググループの審議状況の報告を北村座長からお願いいたします。

○北村委員 それでは、資料2-3を御覧ください。共通基盤ワーキンググループでは、第2期基本計画の取組状況を踏まえつつ、統計改革の基本方針や統計改革推進会議最終取りまとめにおけるニーズ変化を勘案し、次期基本計画における具体化に向けた検討を行いました。本ワーキンググループでは構成委員の永瀬委員及び野呂委員に加え、川崎委員、西郷委員にも参加いただいて審議を進め、経済統計ワーキンググループとの合同会合も含め計11回の会合を経て答申案をまとめましたので報告させていただきます。

全体の構成ですが、最初に申し上げたいのですが、当ワーキンググループにおいて担当となっていた項目のうち、事業所母集団データベースについては川崎座長から御説明がありましたように資料2-1の4ページ、第2の1(3)に、また国際協力等の推進については資料2-1の8ページ、第2の3に整理することにいたしましたので、本答申案からは除いてあります。

残る項目は資料2-3の1ページ目にありますように第3、公的統計の整備に必要な事項として一体的に整理してあります。章立て、項目立てといたしましては、1、統計作成の効率化及び報告者の負担軽減、こちらは1ページに記載してあります。第2ですが、統計の品質確保、こちらは5ページから記載してあります。3番目は、統計の利活用促進・環境改善で9ページから記述してあります。4番目は統計リソースの確保・統計人材の育成、こちらは14ページから記載してあります。その4項目に整理いたしました。

それでは、答申案は31ページの大部になっていますので、本文を中心にポイントのみ簡潔に報告させていただきたいと思っております。まず1ページから5ページまでにかけて、1、統計作成の効率化及び報告者の負担軽減については、行政記録情報等及びビッグデータの活用、それからオンライン調査の推進、報告者の負担軽減・統計ニーズの把握の3つの項目に分けて整理しております。

まず1ページの行政記録情報等及びビッグデータの活用では、第3段落を見ていただきたいのですが、総括的な整理として利用可能性の高いもの又は優先順位の高いものから個別集中的な活用に向け、産官学連携の協議を行うこと、また行政記録情報等の活用として、2ページの第2段落目以下では所得に関する税情報を活用した賃金動向の研究の本格化や、貿易統計に代表される業務統計の提供情報の充実に加え、研究や情報提供の取組の充実を図ることとしました。それからこのビッグデータの活用として、3ページの第2段落ですが、POSデータの活用などに向けた具体的な研究の推進と情報共有を図ることなどに取り組むとしました。

それから3ページのオンライン調査の推進ですが、一番下の段落でオンライン調査の導入や、オンライン回答率の向上に向けた検討を原則化すること、それから政府統計オンライン調査総合窓口の機能改善・拡充等に取り組むこととしております。

4ページ目は、(3)報告者の負担軽減・統計ニーズの把握では、第4段落のところでEBPM推進委員会と連携した統計ニーズや報告者の声を、いわば目安箱を設けて経常的に把握し、その対応方策を作成・公表することに加え、定期的なフォローアップを実施することとしております。それから、調査企画時における統計ニーズや、報告者の声を把握することを原則として政策立案過程総括審議官等と連携した報告者負担の軽減、事務の効率化などに取り組むとしております。

それから、次の5ページから9ページについては、統計の品質確保というところで、これも4つに整理しているのですが、1番目が統計基準の整備及び統計間の比較可能性の向上、2番目は民間委託された統計調査の品質確保・向上、3番目は統計に共通する課題の研究・各府省等への支援、4番目は統計棚卸し・品質管理の推進等について整理しています。

まず、5ページの(1)統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上では、アで統計基準の整備について議論していますが、第5段落目で日本標準産業分類のSUT体系への移行に向けた見直しに加え、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する取扱いを整理すること。それからイでは、統計間の比較可能性向上について、6ページの第2段落で

各統計の目的や精度確保に留意しつつ、地域、年齢、事業所規模等の表章区分の標準化の在り方を検討し、順次適用を推進することといたしました。

それから、6ページの(2)民間委託された統計調査の品質確保・向上についてですが、これについては第3段落目、限られた統計リソースを中核業務に集中的に投入するために民間事業者の育成や裾野の拡大を通じた統計基盤を構築するとともに、民間事業者がノウハウを有する業務について積極的に活用すること。それから総合評価落札方式や複数年契約の推進、仕様書の見直し等に加え、事後的な検証を含めた情報共有に取り組むことといたしました。

続きまして7ページの(3)統計に共通する課題の研究・各府省等への支援のところでは、研究企画段階からの情報共有、統計研究研修所における高度な統計技術の研究開発や支援、ICT技術を用いた情報収集方法やモニター調査などと統計調査の統合推計の研究、大学等との共同研究の積極的な活用などに取り組むこととし、統計委員会も技術的な支援を行うとまとめました。

(4)統計棚卸し・品質管理の推進等については、アのところで統計棚卸し等の議論をしましたが、8ページ目の第1段落を見ていただきたいのですが、統計委員会は各府省と連携し、本基本計画に盛り込まれる統計の精度向上、業務効率化、利活用の促進、報告者の負担軽減等を総合的に推進するために統計棚卸しを計画的に実施すること。それから、今般の統計精度検査により判明した課題解決に取り組むこと。統計改革の実現に必要な統計リソースを計画的に確保する一方で、官民の時間コストを3年間で2割削減する目標の達成に向けて、各府省が定める削減計画に沿ってその実施を図ることといたしました。なお、このコスト削減に当たっては、統計ニーズに反した調査の廃止や精度低下等が生じないように統計委員会が注視することといたしました。

9ページのイの品質管理の推進等についての部分ですが、ここでは第3段落以下で先ほどの統計棚卸しや、本委員会に設置が予定されている評価チームの動向も踏まえ、品質管理のガイドラインに則った取組を進めるとともに、統計作成過程の更なる透明化を推進するとまとめております。

次に、9ページから14ページにかけての3、統計の利活用促進・環境改善については5つに整理しております。1つ目は調査票情報等の提供及び活用の推進、2番目は政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進、3番目は統計リテラシーの向上、4番目は報告者の理解増進・公平感の確保、それから5番目は大規模災害発生時等の備えについてです。

1番目の調査票情報等の提供及び活用の推進では、10ページの第3パラグラフ以下でセキュリティレベルの高いオンサイト利用の拡充を図ること、ワンストップサービスを担う中央データ管理施設等を整備すること、匿名データをより広い範囲の利用者が活用できるように検討することなどに取り組むとともに、引き続き利用者のニーズを考慮した対象調査、年次の拡大、適正な管理に努めることとまとめております。

それから11ページの政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進というところですが、これはe-Statについて、ユーザーニーズ等も把握し

た機能の改善、それから業務統計を含めた e - S t a t 登録の原則化と、機械判読可能な形式での登録促進や総務省による支援、保存形式の共通化などに取り組むといたしました。

続きまして、12 ページの 3 番目の統計リテラシーの向上については、無料の学習サイトや教材等の充実や、児童生徒向けの講座の開催、高等教育機関との連携・協力の推進、地方自治体と地域の大学との連携の促進などに取り組むということで、統計リテラシーの向上を図っていただきたいということをまとめました。

それから 12 ページ、4 番目の報告者の理解増進・公平感の確保では、次の 13 ページの第 3 段落で、注記にある立入検査等を積極的に活用するための適用条件や基本的な考え方を示した上で、関係府省による具体的な対応を求めています。それから、マンション管理団体等との定期的な意見交換に取り組んでいただくということも付記しております。

14 ページの 5 番目の大規模災害発生時等の備えの第 3 段落では、策定した指針に基づき行動計画の策定に取り組むように求めています。

最後に 14 ページから 18 ページにかけての 4、統計リソースの確保・統計人材の育成については 2 つに分けて議論しましたが、1 つは統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置、それから 2 番目は統計人材の確保・育成について議論いたしました。

まず、第 1 番目の統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置等については、あのところで統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置について議論しておりますが、14 ページの第 3 段落以下を御覧いただきたいのですが、統計改革の実現に向けた既存リソースの有効活用や統計リソースの計画的な確保、統計リソースを重点化すべき分野を定めるとともに、産官学連携によるリソースの確保、それからオンサイト利用などを担う統計センターのリソースの確保などに取り組むということを提言しております。

それから 15 ページですけれども、あのところで地方公共団体との連携・支援の一番下の段落以下では、民間事業者の積極的な活用を含め、地方公共団体を經由する統計調査の精査や統計調査員への支援等を通じた業務量の軽減、地域の実情に応じた統計手法等の見直し、高度化の推進を図るための支援、それから都道府県別表章の充実に向けた支援や、推計・提供方法の研究、それから国・地方公共団体等との人事交流の促進などに取り組むとしております。

それから 16 ページのウですが、統計調査員の確保・育成・支援についてですが、ここでは限られた統計調査員を有効に活用する視点から、事業所・企業等を対象とする統計調査について、可能な限り郵送・オンライン調査への段階的な移行を検討すること。その際、母集団情報を提供する調査や、経済財政運営に利用されている調査は慎重かつ十分に検討することを原則とするまとめました。それから地方公共団体と連携した統計調査員の役割の周知・充実、学生や生涯学習受講者等の任用、優れた統計調査員のノウハウの継承や、ICT やコールセンター等を活用した支援などに取り組むということにしております。

最後に 17 ページの (2) の統計人材の確保・育成については、人材の確保・育成方針に則った取組の推進、産学の民間専門人材を積極的に活用するため、キャリアパスに考慮した勤務環境の整備や大学等への情報提供、研修内容の充実、オンライン講座の推進などに取り組むということにいたしました。

駆け足の説明になりましたが、私の説明は以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御報告について御質問等がございますか。どうもありがとうございました。

北村座長、所属委員の方々、また審議に加わっていただきました川崎委員には、共通基盤ワーキンググループの審議、本当にどうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。次期基本計画の案のうち、最初の第1と最後の第4の部分は本部会で審議することとしておりますので、骨子案について、事務局から説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 先ほどの委員会、また本部会での各ワーキンググループの御報告を踏まえますと、お手元の資料の中に参考3という答申案全体の構成イメージがあるかと思えます。ただ今御報告がありましたのは第2の部分、そして第3の部分でございます。現行基本計画と同様に次期基本計画におきましても第1の施策展開に当たっての基本的な視点及び方針、裏面になりますが第4の基本計画の推進という4部構成にしてはどうかと考えている次第でございます。ここでは各ワーキンググループ、部会等の報告もございませんでした第1と第4の骨子案の審議をお願いしたいと考える次第でございます。

では、西村部会長とも御相談した結果を取りまとめました資料3を御覧ください。まず、第1の部分でございます。おめくりいただきまして1ページ目ですが、統計法第4条第2項の規定に基づきまして記述が求められているこの第1の基本的な方針等につきましては、公的統計の整備に当たっての方向性、それから各行政機関が共通して対応すべき横断的かつ重要な課題を記述することとされておりまして、骨子案では、最初の丸で現行基本計画に基づく取組状況や現状の評価を記載した上で、2つ目の丸でEBPM等の推進においても積極的な貢献を果たすべきという整理にしております。また、3つ目の丸では今回の基本計画を策定する経緯といたしまして、統計改革推進会議最終取りまとめの課題にも取り組む必要性等を記述いたしまして、4つ目の丸では、この第1は基本計画の全体のサマリーとしての役割も担うということも記述してはどうかと考えている次第でございます。1ページ目の一番下の丸では、8月24日の基本計画部会におけます審議を踏まえまして、基本的な方針は現行基本計画と同じ統計の有用性の確保・向上とし、2ページから5ページに記載しておりますように5つの基本的な視点が既に決まっておりますので、それに基づいて第2及び第3に掲げられる各種の施策を統計委員会を中心に各府省が一体となって推進すべきとしてはどうかと考えている次第でございます。

以下、視点ごとの骨子案の説明に移らせていただきます。2ページ目、1のEBPMや統計ニーズへの的確な対応では、EBPM推進体制の構築が進められる中、その基盤となる統計データ等の利活用が重要との背景事情を最初の丸に記述した上で、2つ目の丸で外部の声を把握・対応することが重要と整理しております。具体的な取組といたしましては3つ目の丸でユーザーニーズの経常的な把握と対応策のフォローアップ、4つ目の丸で統計棚卸し等を通じた統計の改善に取り組むことを記述してはどうかと考えている次第でございます。

次に、2の国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進でございます。最初の丸で産業連関表の供給・使用表（SUT）体系への移行のための検討と準備を関係府省が一体となって推進すること。2つ目の丸でビジネスサーベイの枠組みの下、関連統計調査の発展的な統合や改善を行うこと。そして3つ目の丸で関連する企業統計の在り方の検討などを記述してはどうかと考えております。

3ページ目の3の統計相互の整合性や国際比較可能性の確保・向上につきましては、SDSプラスやSDGsへの対応の拡大、そして2つ目の丸以降では具体的な課題等は盛り込まれていないものの、国民生活・社会統計ワーキンググループにおきまして国際的な動向も踏まえて対応が必要な事項として整理されましたジェンダー統計と障害者統計の充実についても触れています。

次に4のユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進におきましては、まずe-Statにおける登録データの拡大や機能強化の推進、そして調査票の二次利用を推進するためのオンサイト利用等のセキュリティレベルに応じた調査票情報等の提供の検討、オーダーメイド集計や匿名データの提供の推進などについて記述してはどうかと考えている次第でございます。

最後に5の統計改善の推進に向けた基盤整備・強化でございます。まず、席上配布資料でお手元にお配りしているかと思いますが、各省に統計幹事と言われております統計を取りまとめる事務責任者を置き、その調整を行うことで、これにつきましては、イメージとしまして席上配布資料の2ページにあるように統計委員会を補佐し、各府省の統計幹事が連絡・調整を推進することによって全府省一体となって統計行政を推進するという仕組みです。このような取組、さらには統計委員会に品質評価を行うチームを置くとともに、総務省の統計の承認審査にも事後モニタリングを導入すること。民間部門の業務改革で活用されているBPR手法も活用いたしまして統計棚卸しを実施すること。さらには統計改革に必要な人材の計画的な確保・育成を図ることなどについて記述してはどうかと考えています。

以上が第1の部分の骨子案でございます。

続きまして、第4の部分、基本計画の推進です。ページは5ページになります。この部分は大きく2つに分けてございます。1としまして施策の効果的かつ効率的な実施、2つ目が各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進でございます。

まず、最初の1ですが、最初の丸で現行基本計画と同様に基本計画を推進する体制、取組などについて記載し、2つ目の丸では、各省に置くことが想定されている統計を取りまとめる事務責任者を中心に基本計画の推進体制を再構築してはどうかと考えてございます。

また、3つ目の丸におきましては、最終取りまとめや、ただ今も報告がありました第2、第3の部分につきましては、統計改革を実現するための基本でございます次期基本計画を推進するに当たって、統計委員会が果たすべき役割を記述してはどうかと考えてございます。具体的にはユーザーニーズ等への対応状況の定期的なフォローアップ、EBPM推進委員会等との連携、統計棚卸しの計画的な実施、統計の品質や技術面のチェックによる統計改善の推進、官民コスト効率化が進む中、統計ニーズに反した調査項目削減等への注視、さ

らには国民経済計算体系的整備部会の中間取りまとめにおいて統計委員会の対応事項とされ、本日は資料3の参考という形でお配りしておりますようなシェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測などの研究課題につきまして、その研究成果を踏まえて実用化に向けて方法を検討することなどについて記述してはどうかと考えているところです。

最後に6ページ、2の各種法定計画等との整合性のところです。この部分では現行基本計画と同様に各種法定計画等との整合を確保すること、また統計法の見直しが現在検討されておりますので、その結果等を踏まえて推進していくことなどを記述してはどうかと考えている次第です。

私からの説明は以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今御説明さしあげた骨子案について、御質問等があればお願いいたします。

どうぞ、野呂委員。

○野呂委員 この基本計画の今後の進め方について、現時点で決まっている範囲で教えていただきたいと思うのですが、今回の基本計画には、第1回や第2回の基本計画よりもかなり抜本的な改正内容が入っているわけで、今回の基本計画に記載されている、例えば統計委員会の権限の強化であるとか、EBPMの話も現行統計法の範囲内で対応すると理解してよいのでしょうか。逆に言いますと、統計法が改正された後は基本計画の再見直しみたいなことがある予定なののでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 あくまで現時点では統計委員会における答申案の取りまとめということで、現状の動きも見ながら現状の想定で答申案をおまとめいただいている次第でございます。今後の動向といたしましては、次回、12月11日に予定されている基本計画部会におきましては、ただ今各ワーキンググループ、部会から御報告のあった部分、それからこの第1、第4の部分も含めまして全般的な整理を統合いたしまして、その答申案の基になるものを作成した上で御審議をいただきたいと。それから、可能であれば本年中に答申をいただきたいと考えています。

それと並行いたしまして、ただ今野呂委員からも御指摘がございましたように、まさに統計法改正の検討等も進められているところでございます。そこは同時並行的になりますので、来年1月以降、パブリックコメント等所要の法的手続がございますので、それと並行した形で法改正の動きもかなり固まってまいりますと思いますので、来年また、統計委員会になるのか基本計画部会になるのかはともかくといたしまして現状を説明させていただいて、所要の修正が生じざるを得ないところは御理解をいただいたり、あとはパブリックコメントの結果について判断に迷うようなところがあれば御審議をいただきたいと考えているところです。そのようなもろもろの手続を経て年度末、3月には閣議決定したいと。多分そのころになりますと法律案もほぼ固まっているということになりますので、法律改正があるからまた再度見直しをするようなことはせずに、法律改正も可能な限り織り込みながら次期基本計画は作ってまいりたいと思いますし、法律改正の事項でない部分もこの部分には出てくるかもしれません。特に第4の委員会としての活動は出てくるかもしれませんが、いろいろな方面から機能強化を求められている部分ですので、現行法の枠組みも最

大限利用しながらこのような取組を進めていただきたいと考えている次第です。詳細につきましては、今後また皆様方と御検討していただくことになろうかと思えます。

○西村部会長 ありがとうございます。ほかに御質問等はございますか。

どうぞ、清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。各ワーキンググループで御指摘されていた共通の部分のまさにエッセンスがこの骨子案にまとめられていると感じました。

そこで2点あるのですが、1点目は3ページのところに5として「統計改善の推進に向けた基盤整備・強化」の最初に、いわゆる「統計幹事」という事務責任者を各府省又は政府全体できちんと位置付けていくという指摘があります。人事のことですが、これは幅広い統計人材を今後育成していく計画との関連もあって、政府でしっかりとこうした職位を置くことは大変有意義なことだと思います。その点につきまして、ここに書かれています各府省の人事にかかわることですので、感触というかそういうのはいかがかなということを少し教えていただければということが1点です。

2点目はビッグデータ、オープンデータの必要性が、基礎自治体である三鷹市などの市町村にも問題提起されています。しかしながら、この間、ワーキングチームの御指摘がありましたように、オープンデータ、ビッグデータといっても、なかなかすぐさま現場では難しいところがございます。しかしそれが潮流です。政府においても、そうしたことについてユーザー視点に立った統計データの適切な利活用に臨むべきであるという、このような基調がこの骨子の中でも通底されています。そこで必要になってきますのが、こうしたニーズに応じた調査を実施するに当たっての、あるいは公開するに当たっての基盤としての情報通信技術の確保です。これは一方でコストがかかります。しかし、コストの削減というのも私たちには問われています。

したがって、この情報通信技術の業界においても国の統計改革に積極的に参画していただいて、コストをかけずともセキュリティ度の高い基盤を作る上で御協力していただかなければならないとも考えています。それは国だけではなくて基礎自治体や都道府県にも影響することだと思ひまして、そうした「情報通信基盤の重要性」についてもどこかに触れられていると思いつつ、少し探せなかったもので、ここだということをお教えいただければと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○西村部会長 それでは、お願いいたします。

○阪本総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官 では、統計幹事の関係でございますが、こちらはまさに現在このような組織をまず作ることにつきまして、内閣人事局に組織の要求をしておるというものでございます。さらにこれも法律の改正事項になる可能性がございまして、まさにそういったところから法制面での整理も現在行っている段階でございます。まだ実際の人事の話というよりは、まだそのような段階ではございますが、そのような段階から現在各省には情報を提供して、できるだけスムーズに実際の運用が進んでいくように進めておる状況でございます。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 2点目の御指摘につきましては、確かに明確にそのあたり、いまひとつつながっていないかと。e-Statの充実であるとか、そういった面では出てまいります、必ずしもそういう共通的にICTを活用したというのが出てまいりませんので、先ほど申し上げましたように今後これに肉付けしていく際には、部会長とも相談しながら御指摘の点も含めて明確化を図っていきたいと思います。そこは部会長と御相談させていただきます。

○西村部会長 ありがとうございます。ほかに御質問等はございますか。

どうぞ、川崎委員。

○川崎委員 1つは意見、感想と、それからもう一点は質問ということになります。まず、全体としましてこの項目立てを拝見して、非常に大事なことが網羅されていて大変良いと感じました。

その上で感想1点は、2ページ目の1のところのEBPMや統計ニーズへの的確な対応というところです。これは実はEBPMの推進体制が本格的にできてきたので、そういう意味で新しく立てられたことであろうかと思いますが、なかなか具体的に書いていくところは少し注意が必要なのかと思いました。というのは、EBPMの推進体制と、公的統計の整備・推進体制がどのような関係になるのかは、まだ必ずしも見えていないような気がしておりますので、ここを書くところは気を付けて検討していけたらと思いました。特に大きな枠組みは大きな枠組みで決まっていくのですが、私は細部のところが気になるのですが、4番目の白丸のところ、EBPMの推進に当たっては、統計等データの整備・改善が必要となるということですが、ここで統計等データが、公的統計の統計というものと、それからそれ以外の部分も多分入るわけなので、そのあたりがどのような区分けになるのか、どこの部分を統計の基本計画でカバーしているのかということをし少し整理していくことが必要ではないかと思います。ただ、余り整理し過ぎると逆に問題が起こるところがあるかもしれませんので、この辺はうまく分かるように整理していただけたらというのが、これからの議論での検討の課題のポイントの1つではないかと思います。

2点目は、これはお尋ねなのですが、この辺はまだよく存じませんのでお尋ねするのですが、5ページ目の一番下のところの黒ポツに、平成29年度内にEBPM推進委員会が定める予定の統計等データの提供等の判断のためのガイドラインがあるようですが、これが一体、また公的統計の世界とどのような関係になってくるのかがまだ私にはよく分からないと思いますので、もしこのことについて、今の状況なり、あるいは今後の見直しなり分かるものがありましたら、簡単にでも情報提供いただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○阪本総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官 2点につきまして説明いたします。まず、確かにEBPM、統計ニーズへの的確な対応のところ、まさに統計等データの話でございますが、御指摘のとおり、行政記録情報を統計的に使っていくということまで統計改革推進会議の最終取りまとめでは意識して記載したところでございます。例えばそれを業務統計として使っていくことにつきましては、ある程度基本計画の射程には入ってくるのではないかと考えております。ただ、まさに御指摘のとおり、どこまでが

基本計画の射程かは確かにございますので、そのあたりは言葉を丁寧に、この内容を膨らませるときに整理してまいりたいと思っております。

その際に関係してまいりますのは後段の御質問のガイドラインの関係でございます。こちらはE B P M推進委員会におきまして、本年度中に取りまとめることが最終取りまとめに記載されているところです。そして、これを作成する際には統計委員会からも知恵出しをするような形になっておりまして、現在、年内にその骨格的なものを整理できないかということで、政府内ですと内閣官房の行政改革本部事務局が中心になって整理しておりまして、まさに今事務的な整備を進めておるという状況でございます。またこちらの方も本委員会でそれなりに固まってまいりましたら紹介しつつ、御意見を伺えればと思っております次第でございます。

○西村部会長 今の点について、ご説明ありがとうございました。

ほかにございますか。

それでは、本日の御意見も踏まえて、第1及び第4については、本日報告のあったほかの部分と合わせて次回に答申案を提示したいと考えております。

まだ質問や確認したいところがあるかと思いますが、その場合は来週の火曜日、11月28日の午後5時までに事務局まで御連絡いただくようお願いいたします。その後は事務局で整理してもらいまして、次回、12月11日の基本計画部会にはブラッシュアップした案を提示したいと考えております。よろしくをお願いいたします。

それでは、次の議事に入ります。先ほどの統計委員会で受理いたしました統計法施行状況報告の統計精度検査結果について、総務省から説明をお願いいたします。新しい飛び道具が入っておりますので、よろしく申し上げます。

○上田総務省統計委員会担当室次長 それでは、統計法施行状況の報告につきまして、お手元資料1の参考を、席上の方はモニターに映しながら説明させていただきます。傍聴の方は、恐縮ですが資料を参照しながら聞いていただきたいと思います。この検査は初めての試みですので、統計委員会報告も初めての試みといたしましてモニターを用いた説明とさせていただきます。

それでは、資料1の参考1を1枚おめくりいただきまして、統計精度向上の取組のサイクルです。まず、総務省が統計精度に関する定期的な検査を実施し、統計委員会の報告いたします。統計委員会では課題とその課題解決に向けた方針を整理し、また進捗のフォローアップを行います。各府省は統計委員会が整理した課題解決の方針に基づいて改善に向けた取組を行っていただきます。そして総務省がその取組を整理して、さらに統計委員会に報告していくというサイクルを繰り返すこととなります。つまり、確認いただきたいのは、この報告書は委員会が審議して各府省に方針を示さないと効力を発揮しないものと委員の皆様は御理解いただきたいと存じます。

そして、本年3月に統計委員会から示された検査は3つございました。まず1つ目は、資料1の参考2の見える化状況の検査です。この検査は各統計調査の精度に関する情報の公開状況を共通の基準により検査します。具体的にはこちらの6項目について、各府省のホームページの公表状況を4段階で評価するものです。ただし、品質保証ガイドラインと

整合をとるように意見をされています。併せて統計委員会から具体的な評価基準が示されました。非標本誤差に係る事項は細かな事例まで提示されております。また、品質保証のガイドラインとも整合を図ることとされました。ガイドラインには具体的な例示事項が示されています。これを受けまして評価基準の例示事項と、それからガイドラインの例示事項の双方の事項についてホームページ掲載情報を個別に確認させていただきました。具体的にはこの6項目の評価基準に沿って実際のホームページを閲覧しながら、0点から3点の4段階で評価させていただきました。

スコアリングの結果を紹介いたします。細かな話は置いておきまして、全体を俯瞰していただきます。資料1の参考2の9ページになりますが、まず全数調査におけるスコアチャートの状況です。調査によって面積の大きいものは情報が充実している、面積の小さいものは情報が充実していないということで、調査によって甲乙が見られました。10ページの標本調査も同じように面積の大きなもの、小さなものと甲乙が出ました。

この結果を踏まえて今後の予定です。総務省からは、12月末までに参考となるひな形をお示ししたいと思っています。各府省は、本検査とひな形を踏まえて平成29年度末までにホームページへの掲載情報の充実に努めていただきたいと希望しております。そして来年度以降、本検査及び平成29年度取組の効果を計測するためのフォローアップを行うことを提案いたします。

資料1の参考3は、次の検査の結果です。これは建築着工統計調査のいわゆる補正調査の標本設計に関する検査となります。この検査は統計研究研修所に担っていただきました。その成果を報告いたします。まず復習として補正調査の概要です。調査の目的は、竣工時に実際にかかった費用を調査し、着工時における工事費の予定額とのかい離を明らかにするものです。抽出方法は2段抽出法で、まず調査実施市区を抽出し、その中から着工建築物を確率抽出するものです。調査方法は職員等が実地に調査し、実際にかかった費用を把握いたします。

まず現行標本設計の評価になります。1つ目の課題として調査実施市区が長期間変更されていないというものがありません。この点、全国と調査実施市区の分布を比較いたしますと、現時点では似た傾向となっていますが、偏りの原因となる可能性があることから一定期間ごとの調査実施市区の変更か、調査実施市区制の廃止をすることが必要と考えました。この点を8月に中間報告したところ、西郷委員から、調査実施市区を交代すると断層が生じるのではないかとの問題提起がなされました。そのため統計研究研修所はラフな試算を行い、地域差があり、断層リスクが高いと評価いたしました。そのため、報告書では調査実施市区制の廃止を推奨しております。

さらに課題といたしまして、回収率や回収状況を加味した推定がなされていないことが挙げられます。特に2,000万円未満の回収が低く歪みが見られるため、抽出率や回収状況を加味した推定に変更することを提案しております。

次に試算方法です。予定額と実施額の相関はかなり強いため、建築着工統計のそもそも全数の予定額を用いたシミュレーションにより、補正調査の実施額が高精度で予測可能と判断いたしました。そのため、建築着工統計調査の母集団情報の調査票情報を用い、リサ

ンプリング法により予定額などの標準誤差を算出することといたしました。リサンプリング法のイメージです。重複を許して標本設計どおりの抽出を繰り返して行いまして、コンピュータでこれを1,000回の計算を繰り返して、その平均値等の分散の暴れ方を見て精度を計算する方法となります。試算結果は、見ていただくと非木造の誤差率がその他に比べて非常に大きく暴れていることが分かりました。

次に、6ページこれを踏まえた2. 見直し案の検討です。まず検討の手順ですが、しっ皆層を決めまして、次に標本層の標本配分法を決めまして、次の標本層の層を決める順といたします。また試算方法ですが、1,000回のサンプリング法、標本サイズは現行と同じく5,000、工事実施予定額での層化を検討することといたしました。

まずしっ皆層の検討です。10億円から50億円で区切って計算した結果、矢印で示す方向に精度が悪化するという試算結果が出ました。結果、木造と非木造のバランスをとり、ベストソリューションが20億円であることが判明いたしました。

次に標本配分法です。比例配分法とネイマン配分法では、ネイマン配分法の方が精度を相当程度高めることが分かりました。

最後に標本層の層化の水準です。標本層を木造・非木造の2層、木造・非木造別に1億円未満と1億円から20億円と区分する4層、木造・非木造別に1億円未満・1億円から5億円・5億円から20億円に区分する6層の3パターンで試算いたしました。この結果、2層に比べ、4層と6層の精度が高いことが分かりました。ただし、4層と6層の差はほとんどありませんでしたのでシンプルな4層を推奨いたしました。

結論です。11ページの3. 見直し案です。見直し案は、現行の層化二段抽出法をやめ、まず全国一律に抽出し、20億円以上をしっ皆とすること。そして層化基準は木造・非木造別に1億円未満と1億円から20億円の4層とすること。標本配分法は工事費予定額によるネイマン配分法とすることを推奨します。この結果、現在4.8%ある予定単価の誤差率を0.8%まで圧縮することができます。具体的にはこのように、これは標本配分のイメージです。1億円未満に集中している標本を、非木造の1億円以上に手厚く割り振るイメージとなります。検査につきまして、国土交通省の担当職員にインタビューいたしましたので、その映像を御覧ください。

(映像上映)

(国土交通省担当職員：今回の検査を受けさせていただきまして、非常に短期間で標準化されたナレッジやプロセスを用いて標本設計の見直しを行っていただけた点に、率直に感謝しております。また、対象となる統計が抱える運用上の制約などについても十分に考慮しながら設計を行っていただけた点、そういった点も非常に良かったと思っております。)

(上映終了)

○上田総務省統計委員会担当室次長 統計研究研修所は非常に良い仕事を行ってくれたと私も感謝しています。

さて、次の検査結果は、資料1の参考4です。次は欠測値、外れ値の検査となります。この検査は事業所及び企業を対象とする33の統計調査に実施いたしました。まず参考と

なる事例です。経済センサスや特定サービス産業実態調査で補完方法の精度検証が行われていました。また、経済産業省生産動態統計調査では速報と確報の乖離を小さくするという明確な目標からアプローチして、速報値算出時での補完法が実務上の知見として蓄積されていました。この取組は今後過去値を活用した単一補完の導入を検討する統計調査における初期の実務的な取組の参考となるものと判断し、本報告書で紹介いたしました。

また、過去に得られた同じ事業所・企業の情報を活用した単一補完を行っている統計調査の中には、使用する情報を前回で得られた情報に制限しているものもありました。過去には、ある調査で6年にわたり補完と称して過去値を使用し続ける不正を行っていたケースもあったことを踏まえ、このような期限を設けている統計調査を参考に、月次、四半期の統計調査は前年同月のものまで、1年以上の周期の調査は前回調査までとするデータ使用期限のルールを提案させていただきます。ただし、シミュレーション等で精度の向上に資することが示されていれば、それ以上の期間も使用することを例外とする考え方を提示いたします。この考え方に関する統計委員会の御審議をお願いいたします。

次に、見直しが必要と判断される事例です。まず社会教育調査です。この調査のうち、民間体育施設を対象とした統計調査は回収率が6割であります。欠測値補完が行われず、単純合算集計により結果が算出されており、調査結果が明らかに過小になっていると見込まれます。このため、次々回調査に間に合う時期までに見直しを検討し、結論を得る必要があると考えます。

ほか2件は中間報告を行っておりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、建設工事統計調査です。本件も中間報告いたしましたが、SUTの検討にも影響するため平成29年度に比較検証を行い、30年度に調査方法及び推定方法の見直しに関する結論を得るとの早期の検討を指摘いたしました。

薬事工業生産動態統計調査につきましては、既に改善の審議に着手いただいております。

次に、致命傷ではございませんが、一部非回答に対し0値補完を行っている統計調査も2件ありましたので、期限を切って見直しを指摘しております。

次に、過去値の結果を参照する場合であって、使用期限のデータの期限がないものです。経済産業省の調査は順次シミュレーションを行うこと、国土交通省の調査は、本体調査の見直しと併せて期限の考え方を適用することを指摘しております。

さらに、調査そのものの見直しが必要であるものも指摘しております。説明は割愛いたします。

その他として見直しの余地があるものと判断されるものも指摘しておりますが、致命傷ではありませんので説明は割愛させていただきます。

次に、総務省での今後の支援です。見直しにはシミュレーション等の検証が必要なものも存在しています。今後、総務省と所管府省の合意の下、シミュレーションを伴う検証について、総務省の協力を得て計画的に対応することが考えられます。

次に、外れ値対応で参考となる事例です。経済センサスや法人企業統計調査では影響の大きな大企業に対して、外れ値に対し企業への直接照会に加えて、別途公表されている決算書類などの確認も行われていました。また、経済センサスなどでは異常値として検出す

る疑義を要訂正、要確認にレベル付けを行い、レベルに応じた対応がなされていました。また、外れ値などの疑義は電話照会が行われ、調査対象者にも負担がかかります。そのため効率的な対応が求められているところ、数量が管理されていない統計調査がありました。加えて、疑義の量と訂正につながった効果の量を管理し、両者の関係で効果のない疑義が生じている場合に、結果精度とのバランスも考慮しつつ、検出する閾値の範囲を見直すなど、外れ値の検出の適切な管理も負担軽減の観点から必要であることを提案しております。

報告は以上になります。横断的課題検討部会での御審議をよろしくお願いいたします。

○西村部会長 ありがとうございます。本来ならば報告を受けたら速やかに今すぐ審議すべきことですが、現在は実は基本計画の審議で委員の皆様には相当の御負担をおかけしておりますので、この場ですぐに審議をすることは少し無理だと思います。そこで、この審議は基本計画の審議が一段落してから、具体的には年明けに行いたいと思います。それに際しましては、また幾つか皆様からの御質問を受けて、こちらの方としても資料等を揃える形にしたいと思います。

それから、この統計精度の問題は横断的課題検討部会の下部組織、統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループで提起された案件ですので、集中的な審議は同ワーキンググループでお願いしたいと思っております。同ワーキンググループの構成員につきましては、審議に入る前に委員の御負担などを考慮して私から指名させていただきたいと思っております。

それでは、ただ今の報告について、直接の御質問等があればお願いいたします。どのようにして作ったかという質問があるかもしれませんが、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、時間になりましたので、どうもありがとうございました。

本日予定された議事が終了いたしましたので、本日の合同部会はこのあたりまでとさせていただきます。

最後に次回の部会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の基本計画部会は12月11日月曜日に開催します。次回の統計委員会は12月19日ですが、その前に基本計画部会単独の開催として12月11日に開催いたします。具体的な時間、場所も含め、詳細につきましては別途御連絡いたします。

○西村部会長 それでは、以上をもちまして本日の基本計画部会・横断的課題検討部会の合同部会を終了いたします。ありがとうございました。